

## 国民年金保険料の納付と年金受給について

年金を受けるためには、保険料を納めた期間・免除期間などの受給資格期間が一定期間以上必要です。老齢基礎年金は、保険料の納付実績に応じた金額となります。

例1：40年間（480月）定額納付の場合、年金額は**781,700円**（※令和2年度）

例2：25年間（300月）定額納付の場合、年金額は**488,600円**（※令和2年度）

例3：学生納付特例を2年間受け、追納しないで、保険料を34年間定額納付、4年間は半額免除で納付した場合の年金額は…

満額 <b>781,700円</b> (※令和2年度)	×	学生納付特例期間 <b>24月(2年)×0</b>	+	保険料納付期間 <b>408月(34年)</b>	+	半額免除納付期間 <b>48月(4年)×6/8</b>	=	65歳からの 老齢基礎年金額 <b>723,100円</b>
480月(40年)								

保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金（障害基礎年金、遺族基礎年金）も受けられない場合があります。保険料の納付に困ったときは、免除等についてご相談ください。



<b>保険料免除制度</b>	申請者本人・その配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合は、申請して認められると前年の所得に応じ保険料の全額または一部（1/4、半額、3/4）が免除になります。
<b>保険料納付猶予制度</b>	20歳から50歳未満の方で申請者本人・その配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると保険料を後払い(追納)できます。
<b>学生納付特例制度</b>	学生の方で、本人の所得が一定以下の場合、申請して認められると在学期間中の保険料を後払い(追納)できます。

※失業された場合に保険料免除・納付猶予制度の申請を行う際は、前年所得をゼロとして審査します。

各種免除・納付猶予等の違い								
		納付	1/4免除 (3/4納付)	半額免除 (半額納付)	3/4免除 (1/4納付)	全額免除	保険料納付猶予 ・学生納付特例	未納
令和2年度納付額 (月額)		16,540円	12,410円	8,270円	4,140円	—	—	—
令和2年度免除 (猶予)額(月額)		—	4,130円	8,270円	12,400円	16,540円	16,540円	—
受給資格期間に算入		○ されます	△ 指定された金額を納付していれば されます		○ されます	○ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金額に 反映される 割合と金額 (令和2年度受給基準)	割合	8/8	7/8	6/8	5/8	4/8	反映され ません	反映され ません
	金額	1,628円	1,424円	1,221円	1,017円	814円	0円	0円

～稚内年金事務所からのお知らせ～

☆年金相談窓口は**原則予約制**です☆

稚内年金事務所の年金相談窓口は、原則予約が必要となります。待ち時間が長くなったり、相談を受けられないといったトラブルを避けるためにも、稚内年金事務所にご連絡の際には、事前予約をお願いします。予約は当日でも受け付けていますので、よろしくお願いします。



稚内年金事務所の年金相談窓口のご予約は、

電話：0162-74-1000

で受け付けています。

自動音声で案内しますので「1」→「2」の順で選択してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 (内線145) 告知端末機 5-8812